

9. 救急・救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化され、現在は高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、需要は今後さらに増大する可能性があるため、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害や特殊な災害などにまで及んでいる。

1. 救急業務実施体制

平成26年4月1日現在、県内消防本部の救急隊数は208隊、救急車保有台数は254台（うち非常用44台）、救急隊員は3,510人（うち専任隊員は1,191人、兼任隊員は2,319人）である。

また、県内消防本部の救急救命士数は1,170人で、全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。（第1表参照）

2. 救急業務実施状況

平成25年中の県内救急出場総件数は294,367件で、前年に比べ10,213件増加した。これを事故種別でみると、急病183,277件（62.3%）、一般負傷40,525件（13.8%）、交通事故27,206件（9.2%）の順となる。

また、救急搬送人員は264,224人で、前年に比べ6,830人増加した。

これは、県内において約2分に1回の割合で救急車が出場し、県民を620万人とした場合、23人に1人が救急車で搬送されたことになる。（第2表参照）

3. 救助業務実施体制

平成26年4月1日現在、県内市町村の救助隊総数は58隊（うち救助隊14隊、特別救助隊34隊、高度救助隊9隊、特別高度救助隊1隊）であり、救助工作車保有台数は54台である。

また、救助隊総隊員数は982人（うち救助隊員238人、特別救助隊員576人、高度救助隊員154人、特別高度救助隊員14人）である。（第6表、第6-2表参照）

4. 救助業務実施状況

平成25年中の県内救助活動総件数は2,203件で、前年に比べ195件増加した。これを事故種別でみると、建物等による事故692件（31.4%）、交通事故570件（25.9%）、火災314件（14.3%）の順となる。

また、救助人員は1,914人で、前年に比べ122人増加した。（第7表参照）